

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大口町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	106.1%
全職員	66.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.0%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	99.6%
本庁係長相当職	98.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.0%
31～35年	98.6%
26～30年	93.1%
21～25年	86.8%
16～20年	67.2%
11～15年	87.7%
6～10年	103.2%
1～5年	100.3%

【説明欄】

- 全職員のうち会計年度任用職員の占める割合について、男性は25.3%のところ、女性は69.6%となっており、相対的に給与水準の低い職員が女性に偏っている。
- 扶養手当について、世帯主である男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は84.5%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。